

(8) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和5年5月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

岩美郡岩美町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を8割とし、県は、損害賠償金28,468円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和5年1月20日

(2) 事故発生場所

岩美郡岩美町大字高住地内

(3) 事故の状況

和解の相手方が、主要地方道岩美八東線を軽貨物自動車で行中、路肩から車道上に

傾きはみ出していた視線誘導標に接触し、同車両が破損したものである。